

研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等内規

1 制定の趣旨

この規則は、「東京立正短期大学 研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」の定めるところにもとづき、東京立正短期大学（以下、「本学」という。）における公正かつ健全な研究活動のために、不正行為に関する申し立ての仕組みを整備し、研究活動における不正行為の早期発見と自主的規律による是正を図り、本学が研究活動において求められているコンプライアンス体制の強化を目的として定めるものである。

2 対象とする不正行為

この規則が対象とする研究活動上の不正行為は、故意もしくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用、ならびに「研究活動における不正行為への対応等に関する調査ガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の「3（3）対象とする不正行為」に定めるところにより、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である。

3 申し立て窓口の設置

公的資金不正、研究不正に関する申し立て窓口を総務部に設置する。

申し立て窓口 〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15

東京立正短期大学 総務部 03-3313-5101

somu@tokyorissho.ac.jp

4 申し立て窓口の利用対象者

申し立て窓口を利用し、申し立てを行うことができる者は、次の者とする。

- (1) 本学の教職員（常勤、非常勤を問わない）
- (2) 本学の学生
- (3) 本学において受け入れている研究補助員等、他機関所属の研究者
- (4) 本学研究者と共同研究活動を行っている他機関所属の研究者
- (5) 研究活動に関連して本学との間で取引関係を有する法人等の事業者および従業員その他関連する個人
- (6) 前期(1)～(5)までの身分を過去 5 年以内に有した者

5 申し立て内容の対象範囲

申し立て対象範囲は、次にあげる者が i)不正行為を行っていること、または、ii)不正行為を現実に行おうとしていること、とする。

- (1) 本学で研究活動を行っている教職員（常勤、非常勤を問わない）
- (2) 本学の教職員が研究活動において雇用した、あるいは、業務を委託した研究補助員
- (3) 本学の教職員を研究代表者とした研究における他機関に所属する研究分担者、研究協力者

6 申し立ての方法

- (1) 申し立て方法は、次に掲げる事項を明らかにした申し立て書（電子的なものを含む）および証拠を、総務部に設置された申し立て窓口に提出することにより行うものとする。

ア 申し立て書

- (ア) 申し立て者の氏名または名称、所属、住所及び連絡先
- (イ) 不正行為を行ったまたは現実に行おうとしている疑いがある者（以下、「被申し立て者」という。）の所属、職位、氏名
- (ウ) 不正行為の態様および内容

イ 不正行為を裏付ける具体的証拠、調査の参考となる資料

- (2) 本項(1)のイの証拠または資料はわかりやすく整理すること。例えば、証拠であれば“証拠①”、参考資料であれば“参考資料①”などのように説明番号を付し、イが複数存する場合には、証拠または参考資料ごとに通し番号を付すなどする。
- (3) 本項(1)のアに不正行為の態様および内容を記載するに際しては、前記 6(1)のイの証拠または資料のどの部分がアの記載内容のどの部分の証拠または参考資料であるのかを特定して付記し、アとイ間の具体的な関係を明示するようにすること。または、上記アの記載内容がイによって裏付けられていることを個別に説明する証拠説明書または資料説明書を添付すること。
- (4) 本項(1)の定めに関わらず、申し立て内容・資料が十分に合理的である場合など例外的事情があると本学が判断する場合には、申し立て者の氏名・連絡先等が不明な場合であっても、調査の手続きを開始することがある。

7 申し立て者の情報の扱い

申し立て者の氏名等申し立て者を特定することができる情報は、調査関係者等当該情報を知ることが必要と合理的に判断される必要最小限の者のみで厳に秘密として保持するものとし、それ以外の者への開示または漏洩がなされないよう細心の注意をもって取り扱うこととする。

なお、調査の内容によっては、被申し立て者等の調査対象者に対し、申し立て者の事前の了解を得て申し立て者の氏名を開示することがある。なお、申し立て者が開示を希望しない場合には、開示しないで調査を行うこともできるが、調査内容が制限され、十分な調査ができないことがあることを申し立て者は予め了解するものとする。

8 申し立て者の保護

本学は、申し立て者に対し、申し立て行為および申し立てに基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取り扱いもしてはならない。

9 被申し立て者等の保護

申し立てへの対応及び申し立てに基づく調査行為にあたるすべての者は、被申し立て者または当該調査対象者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

10 申し立ての処理

申し立てがあった場合、申し立て窓口の責任者は、すみやかに研究倫理委員会（以下、「委員会」という）へ報告する。また研究倫理委員会委員長（以下、「委員長」という）は、当該報告を受けた場合、すみやかに申し立て事項に係る調査（以下、「調査」という。）の手続きを開始する。調査手続きについては別に定める。

11 申し立て者の義務

申し立て者は、以下各号記載の事項を順守しなければならない。これらに違反した場合、本学は調査を中断または終了することができる。

- (1) 本学が調査の手続きを進めるうえで必要であると判断して要請する事項に積極的に協力すること。
- (2) 調査の手続きの支障となるような行為はしないこと。
- (3) 本学関係者または調査の手続きを行う関係者への誹謗中傷その他圧力をかける行為を行わないこと。

12 申し立て内容の処理の報告

委員長は、次の事項について、申し立て窓口を経由して申し立て者に通知する。

- (1) 調査結果についての報告
- (2) 調査を開始しなかった場合はその理由の報告
- (3) 申し立て者から当該申し立ての対応状況について照会があった事項で、調査の手続き及び調査活動そのもののいずれにも支障がないと判断される場合の報告

13 守秘義務

申し立て等の対応にあたるすべての者は、申し立て内容に関して知り得た情報を第三者に開示しまたは漏えいしてはならない。

14 情報提供

本学の教職員は、不正行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、

申し立て窓口に当該不正行為に関する情報提供をすることにより、本学が当該違反不正行為の継続もしくは拡大の防止または是正、または未然の発生防止を行うことができる機会の提供に努めるものとする。

15 主管

申し立て窓口の運用に関する主管は総務部とする。

16 改廃

本内規の改廃は、教授会の意見を聴き学長が決定する。

附則

本内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

本内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。